

第20回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年12月23日(金)
開 会 午後2時
閉 会 午後3時05分
2. 場 所 名取市役所 6階第1会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について
議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用届出について
5. 出席委員(24人)
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 相澤 喜美 3番 洞口 ゆかり 4番 武田 由美子
 5番 入間川 昭一 6番 佐伯 美和 7番 入間川 康弘
 8番 渡邊 正明 9番 大内 繁徳 10番 布田 順一
 11番 松浦 岩男 12番 昆布谷 功治 13番 松浦 朋子
 14番 引地 長一
推進委員 2番 山路 康則 3番 長田 幸夫 4番 菅野 弘一
 5番 齋 重昭 6番 遠藤 勝典 7番 橋浦 福男
 8番 三浦 裕一 9番 櫻井 勉 12番 松浦 崇
 13番 松浦 正博
欠席推進委員 1番 大内 伸一 10番 武藤 光雄 11番 西山 剛
 14番 相澤 早苗
6. 事務局出席職員
事務局長 松野 晴美 局長補佐 成田 利顕 主幹 黒澤 千穂
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第20回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第20回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員10名、計24名出席です。よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

13番 松浦 朋子 委員 1番 相澤 喜美 委員

議事に先立ち事務局より、入間川昭一委員が、本日午後3時より他の会議に出席するため、途中退席することの届出があり、会長からその許可を得ていることの報告が行われた。

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。布田順一代表委員よりご説明をお願いします。

○ 3班代表委員（布田順一委員）

第3班代表委員の布田順一です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求める。令和4年12月23日提出。

番号1、大字・字・地番は、堀内字南竹24番、地目は登記現況共に田、登記面積1,005㎡、堀内字南竹25番、地目は登記現況共に田、登記面積1,190㎡、合計2,

195㎡です。転用目的は駐機場用地、譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。開発許可は否。転用目的に係る事業又は施設の概要は売買で、1㎡あたり3,644円、総額8,000,000円です。バックホウなど大型重機50台を駐機する駐機場としての使用です。

位置図・公図につきましては、議案書の2ページ、審査内容及び土地利用計画図については、担任委員会資料1ページ及び2ページをご覧ください。申請地は、国道4号線岩沼バイパス東側にある譲受人の仙台営業所の駐機場の奥に隣接する2枚続きの水田です。事業量の増大により大型重機等の駐機場を拡大するもので、転用部分は既存部分まで嵩上げし、擁壁を設置します。また、既存施設と南竹24番の間にある水路は、南竹25番の東側に付け替える計画です。これらについては、名取市土木課及び名取土地改良区と事前協議を終了して内諾を得ている状況です。このため、周辺農地及び農業用排水施設の機能への支障はないものと思われまます。

番号2、大字・字・地番は愛島小豆島字宇賀崎60番4、地目は登記田現況畑、登記面積は232㎡です。転用目的は事業用駐車場用地です。貸付人・貸受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は使用貸借権設定で、許可日より20年です。バックホウ1台、2tトラック2台、従業員用2台、送迎用1台の駐車場としての使用です。

位置図、公図については議案書3ページ、審査内容及び土地利用計画図については担任委員会資料3ページから4ページをご覧ください。申請地は、市道松崎学市線の北側に接し、バス停の「周防崎」と「小豆島」の間に位置する屋敷内の農地です。

本案件は、議案第2号1番と申請に至った経緯は同じですので併せて説明します。貸付人は、長男家族が実家に戻って同居することになったことに伴い、自宅の建替え新築など生活面の施設整備とともに、長男夫婦と孫の将来も考え、今年9月に土木業の会社を創業したとのことです。そこで屋敷内の農地を転用してそれぞれの用途の施設を整備することとなり、事業に必要な重機や業務用又は従業員用の車両の駐車場への転用を会社名義で借受け5条申請し、農業用機械や家族の自家用車の駐車場への転用を地権者が個人名義で4条申請したものです。現地調査に伺った時には、既に屋敷の北側から西側、及び南側の市道からの入口までL型擁壁の設置と、西側にはU字溝の設置工事が行われていました。このため、工事の中断を申し入れるとともに始末書の提出を求め、事情を聞いたところ、古い住宅を解体した際、土留めが崩れ、隣接農地に影響を与える恐れが出てきたため、先行して工事に着手してしまったとのことです。事前に隣接する農地の各地権者への了解を得ており、工事の状況から近隣農地への土砂等の流出はなく、敷地内の農地へも影響はないものと確認しました。なお、60番1の畑にU字溝や柱状の資材が積み重ねられていたので、農地以外の場所へ撤去するよう指示しました。

番号3、大字・字・地番は愛島笠島字西南沢93番1、地目は登記・現況共に畑で、登記面積は2,174㎡、愛島笠島字西南沢94番1、地目は登記田現況畑、登記面積

は451㎡、合計2,625㎡です。貸付人・借受人の住所・氏名については議案書のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は賃借権設定で、令和5年2月1日より3年間です。賃料は1㎡あたり月額28円です。川内沢ダム本体工事に伴う現場事務所と資材置場、56台駐車可能な駐車場としての使用です。

位置図・公図については議案書4ページ、審査内容及び土地利用計画図については、担任委員会資料5ページから6ページをご覧ください。申請地は、市道笠島川内線を川内沢橋から西へ450mほど行ったところの南側に接しています。本案件は、宮城県の川内沢ダム本体工事を請け負った企業の現場事務所と資材置場及び駐車場用地として3年間、一時転用するものです。貸付人は地権者である父親から使用貸借して耕作している者ですが、父親からはこの賃貸借への同意を得ており、県への照会でも問題なしとの回答を得ております。なお、必要に応じて土留矢板の設置、雨水の既存水路への放流や汚水の浄化設備での対応等、土砂流出など災害への対策並びに周辺農地の営農条件への悪影響の回避、路盤材や土木シートの活用と撤去など適切な現状復旧への配慮などが講じられています。

議案第1号1番、2番、3番につきましては、12月21日、担任委員会で現地調査を行い、1番と3番は譲受人又は借受人の社員から、2番は申請人及び行政書士から実情を聴取しました。担任委員会資料1ページ、3ページ、5ページの「農地転用許可基準及び審査内容」のとおり、農地の区分と転用については問題ないものと考えます。

なお、2番については、法令を軽視した今回の件について、担任委員会として厳重に注意したところ、速やかに始末書の提出に応じ、十分反省していると認められ、加えて事前着工に至った背景も勘案すると追認はやむを得ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の山路康則委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（山路康則推進委員）

議案第1号1番から3番につきましては、12月21日に担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立会いました。

1番については、駐機場用地として転用するものであり、周辺農地に影響を及ぼさないよう、既存水路を付け替えする等の、対応をとることを確認いたしましたので、問題ないものと考えます。2番は、事業用駐車場用地への転用で、工事の中断を申し入れております。ただし、現地の状況から土砂の流出等、同じ敷地内の貸付人所有の農地への影響はないことを確認しました。貸付人及び借受人より、始末書が提出されており、追認は止むを得ないものと考えます。3番は、工事の現場事務所等として、農地を一時転用するものであり、土砂の流出、排水対策等について聴取したところ、近隣への影響はないものと考えられます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等

はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。

※ 第3班代表委員布田順一委員より、議案第2号2番は、議案第4号議案の承認が前提となるため、議案第4号の審議を先に行うことを提案し、議長がこれを許可した。

《議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは、先に議案第4号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について」を議題とします。布田順一代表委員よりご説明をお願いいたします。

○ 3班代表委員（布田順一委員）

議案第4号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について」、申請者より下記のとおり事業計画変更承認申請があったので意見を求める。令和4年12月23日提出。

番号1

当初許可、令和3年8月19日付け宮城県（仙振）指令第218号（農地法第4条許可）、第1回変更、令和4年7月27日付け宮城県（仙振）指令第214号（農地法第4条許可の事業計画変更承認（期間の延長））。

- 1 申請者の住所、氏名は、総会資料のとおり。
- 2 転用事業変更の承認を受けようとする土地の所在地：高館吉田字北宮神明7番2。
地目：登記現況共に畑。
面積1,076㎡のうち73.68㎡。
備考として倉庫兼作業場設置（火災による家財道具他保管用（一時転用））。

3 変更しようとする事業計画の詳細

農業用倉庫建築にあたり、建築基準法に基づく許可手続き中に判明した接道の不足部分を補い、再建計画を進めるため一時転用許可の面積と期間を次のとおり変更する。

変更前の面積、1,076㎡のうち73.68㎡。

変更後の面積、1,076㎡のうち72㎡（実面積72.12㎡）。

変更前の期間、令和3年6月4日から令和5年1月31日。

変更後の期間、令和3年6月4日から令和5年9月30日。

位置図、公図については議案書21ページ、審査内容・変更前後の図面については、担任委員会資料14ページ及び15ページをご覧ください。申請地は、県道「名取村田線」から市道「中在家柳生線」を北上して左側の最初の家で、北宮神明集落の東南の角に当たります。令和3年の火事で焼失した納屋に代わって、母屋の東隣に建設を計画した農業用倉庫の建築確認の際、接道部分が規定の2mに満たないことが判明したため、先に仮設ハウス等（倉庫兼作業場、仮設トイレ）で一時転用が許可された部分から、担任委員会資料15ページのとおり規定を満たすに足る1.56㎡を減じて通路に充てるものです。また、調整に時間がかかったため、予定していた大工が他の現場に回るなどしたため、代わりの大工の手配等で期間を延長する必要が生じたとのこと。

議案第4号1番につきましては、12月21日に、担任委員会で現地調査を行い、代理人の行政書士から実情を聴取しました。担任委員会資料14ページの「農地転用許可基準及び審査内容（事業計画変更承認申請）」のとおり、農地の区分と転用については問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の山路康則委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（山路康則推進委員）

議案第4号1番につきましては、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。一時転用許可における転用期間変更及びこの後議案第2号2番で申請のある通路幅の不足分を補うための面積変更であり、許可については問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第4号は原案のとおり決定といたします。

《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。それでは、布田順一代表委員よりご説明をお願いします。

○ 3班代表委員（布田順一委員）

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年12月23日提出。

番号1、大字・字・地番は、愛島小豆島字宇賀崎61番3、地目は登記現況共に畑、登記面積は223㎡です。転用目的は農機具置場・自家用駐車場で、申請人の住所・氏名については議案書のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、農機具3台、普通車5台分の駐車場です。

位置図・公図につきましては議案書6ページ、審査内容及び土地利用計画図については、担任委員会資料7ページ及び8ページをご覧ください。申請地につきましては、議案第1号2番と同じであり、関連で触れたとおり、自宅敷地内の既存施設拡張としての農機具置場、自家用駐車場としての転用です。申請地の敷地内は申請人が所有する土地であり、土砂流出の恐れや周辺農家への支障はないと考えます。

番号2、大字・字・地番は、高館吉田字北宮神明7番2の一部、地目は登記畑・現況雑種地、登記面積1,076㎡のうち1.56㎡、転用目的は農業用倉庫建築、申請人の住所・氏名は議案書のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、農業用倉庫1棟平屋建、建築面積158.99㎡、議案第4号1番と同時申請です。申請地は、農業用倉庫建築に必要な通路拡幅部分として使用します。

位置図・公図につきましては、議案書7ページ、審査内容及び土地利用計画図については、担任委員会資料9ページ及び10ページをご覧ください。先に説明しました議案第4号の関連で、接道基準の2mを満たすために必要な通路の拡幅分として転用するものです。

番号3、大字・字・地番は、高館川上字本木19番2の一部、地目は登記田・現況雑種地、登記面積は337㎡のうち0.20㎡です。転用目的は営農型太陽光発電の設置（一時転用）、申請人の住所・氏名については議案書のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、一時転用として令和5年3月16日から3年間、転用面積は、引込ポール1本（0.16㎡）、単管柱19本分（1本あたり0.0019㎡、計0.04㎡）。農地法第4条許可（令和2年3月16日宮城県（仙振）指令第540号）を継続するものです。

位置図・公図につきましては、議案書8ページ、審査内容及び土地利用計画図については、担任委員会資料11ページから13ページをご覧ください。申請地は、市道手倉田箕輪線と東北新幹線の交差した東側になります。本案件は、営農型発電設備の設置による一時転用の更新に係る許可申請であり、転用期間中も利用権設定されている耕作者とともに適切に管理されています。なお、実情調査において、雑草対策も含め、引き続き適正な管理についてお願いしました。

議案第2号1番から3番につきましては、12月21日に担任委員会で実情調査を行い、1番は申請人及び行政書士から、2番は代理人の行政書士から、3番は申請人から

それぞれ実情を聴取した結果、担任委員会資料7ページ9ページ及び11ページの「農地転用許可基準及び審査内容」のとおり、農地の区分と転用については問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の山路康則委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（山路康則推進委員）

議案第2号1番から3番につきましては、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。1番につきましては、自宅敷地内における既存施設の拡張であり、土砂の流出及び隣接する農地への支障はないものと考えます。2番につきましても、自宅敷地内における通路拡幅のための転用であり、支障はないものと考えます。3番につきましては、営農型太陽光発電による一時転用申請の更新であり、パネルの設置状況等、周辺農地への影響はないことを確認し、引き続き、農地の管理に配慮していただく事をお願いしました。一時転用の更新については問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はありませんか。

○ 14番（引地長一会長職務代理）

議案第2号3番について、営農型太陽光発電の更新ですが、今までの作付けの実績とこれから何を作付けするのか参考に教えてください。

○ 3班代表委員（布田順一委員）

大豆を作付けしております。報告書では、作付けが約164㎡に対し、大豆が21kgでした。そうしますと反収で10aあたり約127kg、事務局から見せていただいた資料によりますと市の平均は10aあたり142kgだったので、そこからすると89.4%となります。よって、2割は減収していないということで、規定は満たしていることとなります。今後の作付けについては聞けませんでした。

○ 事務局（成田局長補佐）

補足いたします。計画上ではこれからも大豆を栽培していきたいということでした。

○ 議長（大友正一会長）

営農型太陽光発電で大豆を作付けされたわけですが、前回の申請時は、大豆がどこに植えられているのかわからない状態でした。そのため農業委員会ではこの状態では次回には却下することになると、管理の徹底を指導した経緯があります。

○ 11番（松浦岩男委員）

前に農業委員会から指導があったということで、貸付人も自ら草とりをしていますという回答をいただいています。皆さんに迷惑をかけないよう草とりをしていきますとのことでした。

○ 8番（渡邊正明委員）

ここは、私が推進委員だった時に、問題があるということでこの申請人に直接話を聞いております。申請人は、自ら作っているわけではないので、任せきりで全く管理していませんでした。そのため、任せきりではだめだという話をしてから、自ら草取り等を行うようになりました。私も通るたびにチェックしており、草が伸びてきたら草刈りをするよう指示はしています。品質については、西側に新幹線高架があり条件の悪い場所になりますが、8割以上収穫できるよう都度話をしておりました。最後になりますが、耕作者にまかせきりではなく自分も責任を持ってやってほしいという話をしておりました。

○ 1 番（相澤喜美委員）

あの場所は、新幹線の高架橋の端にあり日当たりが悪い場所です。前回令和2年3月に許可が出ているわけですが、当時どのような経緯・目的で申請が出されたか参考までに聞かせてください。

○ 事務局（成田局長補佐）

先日実情調査の際に伺った内容では、申請人は元々建築関係の事業を営んでおり、知り合いの業者から頼まれて申請したということでした。知り合いの業者にしても申請人にしても、営農型太陽光発電のPRをしたいということがそもそもの発端だったようです。

○ 議長（大友正一会長）

他にありませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。次の議案第3号については、武田由美子委員に関連がありますので、ここで、武田由美子委員には退席をお願いします。

《議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。布田順一代表委員よりご説明をお願いします。

○ 3班代表委員（布田順一委員）

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年12月2

3日提出。

番号1、大字・字・地番は、増田字大畔421番2外5筆。増田字大畔421番2の地目は登記田・現況畑ですが、他の5筆は登記・現況共に田です。大畔421番2の登記面積は1,792㎡、他5筆は9,884㎡で合計面積11,676㎡です。権利種別は贈与（共有持分1/2）、譲渡人・譲受人の住所・氏名は議案書のとおりです。譲受人の経営面積は1,019a、世帯員4人、労力人4人です。備考として贈与、共有持分1/2、後継者への贈与です。

位置図・公図については議案書11ページ及び12ページ、「農地法第3条の判断基準」は、担任委員会資料16ページをご覧ください。この案件は、先に夫が亡くなった際、妻と子がそれぞれ1/2を相続しましたが、今回は母の持分を子に贈与し、すべて子に引き継ぐものです。

番号2と番号3は関連がありますので、あわせて説明します。

2番、大字・字・地番は、高館熊野堂字五反田79番4、地目は登記田・現況畑、登記面積76㎡、高館熊野堂字五反田79番5、地目は登記田・現況畑、登記面積356㎡、合計432㎡、権利種別は交換、譲渡人・譲受人の住所・氏名は議案書のとおりです。譲受人の経営面積は71a、世帯員2人、労力人2人です。備考として番号3との交換です。

番号3、大字・字・地番は、高館熊野堂字五反田84番3、地目は登記田・現況畑、登記面積272㎡、高館熊野堂字五反田84番4、地目は登記田・現況畑、登記面積155㎡、合計427㎡、権利種別は交換、譲渡人・譲受人の住所・氏名は議案書のとおりです。譲受人の経営面積は210a、世帯員3人、労力人4人です。備考として番号2との交換です。2番3番とも、譲渡人と譲受人の土地を効率的に耕作を行えるよう両者の合意で境界線を整理しました。

位置図・公図について、番号2は議案書13ページ、番号3は議案書14ページ、「農地法第3条の判断基準」は共に担任委員会資料16ページをご覧ください。番号2と番号3につきましては、名取川頭首改修工事の重機等の置場として国に貸与していた農地が、今年6月に返還されたのを機に隣接する所有者が話し合い、耕作の効率向上のために農地交換しようとするものであり、実情調査において、双方が合意していることを確認しました。

番号4、大字・字・地番は、下余田字草倉田26番外19筆、地目は田15筆、畑5筆、登記面積田合計12,192㎡、畑合計4,332㎡、総合計16,524㎡、権利種別は使用貸借、貸付人・借受人の住所・氏名は議案書のとおりです。貸受人の経営面積は165a、世帯員3人、労力人3人です。備考として使用貸借権設定、令和5年1月1日より永年、後継者へ使用貸借です。

位置図・公図については議案書15ページから18ページ、「農地法第3条の判断基準」は、担任委員会資料16ページをご覧ください。同居の父及び祖母より後継者が永

年にわたって使用貸借するものです。なお、公図では表記名が一致しないことがありますが、登記は最近のため議案書の公図に未反映とのこととです。

番号5、大字・字・地番は、下増田字六角前41番3、地目は登記・現況共に畑、登記面積456㎡、下増田字六角前41番4、地目は登記・現況共に畑、登記面積673㎡、合計1,129㎡、権利種別は贈与、譲渡人・譲受人の住所・氏名は議案書のとおりです。譲受人の経営面積は11a、世帯員2人、労力人2人です。備考として後継者への贈与です。

位置図・公図につきましては、議案書19ページ、「農地法第3条の判断基準」は担任委員会資料16ページをご覧ください。父より後継者への贈与です。

議案第3号の1番から5番につきましては、12月21日の担任委員会で現地調査を行い申請人に実情を聴取したところ、「農地法第3条の判断基準」でお示しのとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の山路康則委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（山路康則推進委員）

議案第3号1番から5番につきましては、担任委員会の現地調査に同行いたしました。1番4番及び5番は、同居する後継者への贈与、又は使用貸借であり、2番3番は隣接する所有者同士での効率的な耕作のための農地交換であることから、いずれにしても、許可については問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第3号は原案のとおり決定といたします。

ここで、武田由美子委員に着席していただきます。

入間川昭一委員は、他の会議に出席するため、ここで退席となります。

《議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（黒澤主幹）

それでは、議案書の22ページをご覧ください。議案第5号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、令和4年12月9日、12月12日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和4年12月23日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規11件38,638㎡、更新21件87,897㎡、
合計32件126,535㎡。

2 利用権を設定する土地

田71筆120,311㎡、畑7筆6,224㎡、
合計78筆126,535㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定29件、所有権移転3件。

② 賃借権の存続期間。3年10件、4年1件、5年15件、10年3件。

③ 借賃（10a当り）。30kg14件、40kg2件、50kg1件、60kg9件、
70kg1件、5,000円1件、10,000円1件。

④ 所有権移転の売買総額。69,200円1件、666,000円1件、
2,800,000円1件

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和4年12月26日予定。

5 詳細につきましては、議案書23ページから28ページのとおりです。

なお、今回10a当たりの賃借料で玄米60kg、70kg等の調整がありましたが、燃料高騰している旨各調整委員より説明をしたうえで、貸し手借り手双方合意のうえでの調整額となっております。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて、ご質問はございませんか。

○ 農地利用最適化推進委員（遠藤勝典推進委員）

調整委員として補足説明いたします。総会資料25ページ整理番号2622番、賃借する田6筆のうち、2筆が10a当り賃料10,000円で、他4筆は5,000円で調整されましたが、先の2筆は芹田、他4筆は通常の水田であることが異なる賃料の理由です。また、整理番号2993番は、10a当りの賃料は玄米60kgで調整が行われましたが、貸し手と借り手は親戚関係にあり、借り手は繁忙期には貸し手の農作業に従事する作業賃金代込みとのことでした。

○ 議長（大友正一会長）

他に質問はございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第5号は原案のとおり承認といたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用届出について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（1）「農地法第5条の規定による届出について」、報告事項（2）「農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用届出について」一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（黒澤主幹）

別紙議案書により報告事項（1）（2）について説明を行い、届出を受理した旨を説明した。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（1）（2）について承認といたします。

《その他》

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（成田局長補佐）

〔農地利用最適化推進委員の募集（欠員補充）について、推薦は無かったため、1名欠員となる旨報告を行い、了承された。〕

〔農地パトロールで判明した遊休農地や違反転用について、令和4年12月21日付けで利用意向調査書を発送した旨説明を行った。〕

○ 事務局（松野局長）

〔1月の農業委員会行事日程の説明を行った。〕

〔令和5年度労働標準賃金の設定第1回小委員会を総会終了後開催する旨を連絡した。〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第20回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後3時05分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和4年12月23日

名取市農業委員会
議 長

署名委員 13番

署名委員 1番
